

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年八月八日から同年十二月八日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するように提出してください。

平成二十六年八月八日

奈良県知事 荒井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイキ富雄南店
所在地 奈良市石木町七七番地

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗における名称及び所在地
（変更前） 名称 （仮称）石木町ショッピングセンター（A区画）
所在地 奈良市石木町七七番地ほか三三筆

（変更後） 名称 ダイキ富雄南店
所在地 奈良市石木町七七番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前） 名称 ダイキ株式会社
住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

代表者 高橋 宰

（変更後） 名称 ダイキ株式会社
住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
代表者 小島 正之

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前） 名称 ダイキ株式会社
住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

代表者 高橋 宰

（変更後） 名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

代表者 小島 正之

三 変更年月日

平成二十六年五月二十六日

四 届出年月日

平成二十六年七月二十四日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

六 縦覧期間

平成二十六年八月八日から同年十二月八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで。ただし、平成二十六年八月八日から同月二十九日まで
の間にあつては、午前八時三十分から午後四時三十分まで